

1. 「みちのく外貨（非居住者円を含む）普通預金規定」改定の内容

改定前	改定後
1. (外貨預金取引)	1. (外貨 <u>普通</u> 預金取引)
[追加(新規)] 以下条項を1条ずつ繰下げする。	2. (外貨普通預金の取扱い) この預金については、通帳の発行はいたしません。この預金は「お取引明細書(外貨普通預金)」にお取引内容を記載し交付しますので「お取引明細書つづり用のバインダー」に綴り込んで保管してください。
4. (取扱店の範囲) この預金は、口座を開設した取引店のほか当行本支店の出張所を除く <u>金店舗</u> にて預入れ、払戻し <u>または解約</u> することができます。	5. (取扱店の範囲) この預金は、口座を開設した取引店のほか当行本支店 <u>(出張所を除く)</u> にて預入れ、払戻し、 <u>解約</u> ができます。
5. (預金の変更、取消) (2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生する <u>いっさいの手数料、費用、損害金</u> 等を預金者が直ちに支払うものとします。	6. (預金の変更、取消) (2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生する <u>いっさいの手数料・費用・損害金</u> 等を預金者が直ちに支払うものとします。
6. (預金の受入) [追加(新規)]  (2) この預金口座に入金できるものは次のとおりです。 ① 現金 ② 適法に取得した外貨および適法に保有している外貨 ③ <u>外貨建手形・小切手、外貨建支払指図等の証券類</u> については、 <u>取立のうえ、決済確認後</u> その代り金を受入れます。 ④ 為替による振込金	7. (預金の受入れ) (2) この <u>預金に預入れるときは、当行所定の入金票等に記名のうえ、本人確認書類等とともに取引店または当行本支店(出張所を除く)に提出</u> してください。 (3) この預金口座に入金できるものは次のとおりです。 ① 現金 ② 適法に取得した外貨および適法に保有している外貨 [削除] ③ 為替による振込金
7. (預金の払戻し) (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)のうえ、 <u>公的な本人確認書類</u> とともに取引店または当行本支店(出張所を除く)に提出してください。 (3) 当行がこの預金を当該外貨預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は後記第 <u>10</u> 条の換算相場により計算した当該外貨金額相当の円貨により支払うことができますものとします。	8. (預金の払戻し) (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)のうえ、 <u>本人確認書類等</u> とともに取引店または当行本支店(出張所を除く)に提出してください。 (3) 当行がこの預金を当該外貨預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は後記第 <u>12</u> 条の換算相場により計算した当該外貨金額相当の円貨により支払うことができますものとします。
[追加(新規)] 以下、条項を1条ずつ繰下げする。	9. ( <u>自動支払い等</u> ) <u>(1) この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。</u> <u>(2) この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定すること</u>

改定前	改定後
	<p><u>はできません。</u></p> <p>(3) <u>この預金の預入れまたは払戻しは CD、ATM では取扱いできません。</u></p>
<p>9. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高 <u>1 通貨以上</u> について付利単位を 1 通貨として、<u>毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に</u>毎日の当行公表利率によって1年を365日として計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、変更日以降の利息は、変更後の利率によって計算します。</p>	<p>11. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を 1 通貨単位として、毎日の当行公表利率によって、<u>1 年を 365 日として計算のうえ、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、</u>この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、変更日以降の利息は、変更後の利率によって計算します。</p> <p>(2) <u>マル優の適用は受けられません。</u></p>
<p>11. (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、<u>ただちに書面によって取引店または当行本支店に届けてください。</u>この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p>	<p>13. (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または、<u>印章、名称、住所</u>その他の届出事項に変更があったときは、<u>直ちに書面によって当行にお届けください。</u>この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、<u>本人確認に必要な</u>相当の期間をおき、また、<u>保証人を求める</u>ことがあります。</p>
<p>12. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>取引店または当行本支店（出張所を除く）</u>に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって<u>取引店または当行本支店（出張所を除く）</u>に届出てください。</p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、書面によって取引店または当行本支店（出張所を除く）</u>に届出てください。</p> <p>(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、<u>書面によって取引店または当行本支店（出張所を除く）</u>に届出てください。</p>	<p>14. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>お届けください。</u></p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって<u>お届けください。</u></p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がされている場合にも、第 2 項と同様にお届けください。</u></p> <p>(4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、<u>同様にお届けください。</u></p>
<p>13. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱い<u>ました</u>うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>15. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱い<u>した</u>うえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

改定前	改定後
<p>14. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。</p>	<p>16. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡(売買含)、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 当行がやむをえないものと認めて質入<u>その他第三者の権利</u>を設定する場合には、当行所定の様式により質入等を承諾します。</p>
<p>16. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)のうえ、<u>公的な本人確認書類</u>とともに取引店または当行本支店(出張所を除く)に提出してください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、<u>または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるもの</u>とします。<u>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたもの</u>とします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が前記第14条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) この預金が、5年間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、<u>または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるもの</u>とします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 前記第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章および<u>公的な本人確認書類</u>を持参のうえ取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>18. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約等する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)のうえ、<u>本人確認書類等</u>とともに取引店または当行本支店(出張所を除く)に提出してください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行は<u>預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、この預金口座を解約することができるもの</u>とします。<u>この場合、通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金口座が解約されたもの</u>とします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が前記第16条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) この預金が、<u>最終取引日から5年間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止のうえ、預金者に対する通知の有無にかかわらず、この預金口座を解約することができるもの</u>とします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 前記第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止された<u>あとその解除を求める場合には、届出の印章および本人確認書類等</u>を持参のうえ、<u>当行所定の書面に記名押印(または署名)</u>して取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、<u>必要な書類等</u>の提出または保証人を求めることがあります。</p>
<p>[追加(新規)]</p> <p>以下条項を1条ずつ繰下げする。</p>	<p>19. (外国為替先物予約)</p> <p>本預金を見合いとする外国為替先物予約の取扱いはいたしません。</p>

改定前	改定後
<p>18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(2) 相殺する場合の<u>手続き</u>については、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の<u>借入金等の債務</u>がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、<u>公的な本人確認書類</u>とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② 前号の<u>充當の指定</u>がない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>(3) 相殺する場合の<u>借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算</u>については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、<u>借入金等</u>を期限前弁済することにより発生する<u>損害金等</u>の取扱いについては当行の定めによるものとします。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時における当行所定の換算相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 相殺する場合において<u>借入金</u>の期限前弁済等の<u>手続き</u>について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、<u>借入金</u>の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p>	<p>21. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(2) <u>前項</u>により相殺する場合には、<u>次の手続</u>によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、<u>当行に対する複数の債務</u>がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、<u>本人確認書類等</u>とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② <u>前号</u>に充當の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。</p> <p>(3) <u>前記第1項</u>により相殺する場合、<u>当行に対する債務の利息・割引料・損害金等の計算</u>については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。また、<u>債務</u>を期限前弁済することにより発生する<u>利息等</u>の取扱いについては当行の定めによるものとします。</p> <p>(4) <u>前記第1項</u>により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時における当行所定の換算相場を適用するものとします。</p> <p>(5) <u>前記第1項</u>により相殺する場合において、<u>当行に対する債務</u>の期限前弁済等の<u>手続</u>について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、<u>債務</u>の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p>
<p>[追加(新規)]</p> <p>以下条項を1条ずつ繰下げする。</p>	<p>22. (預金保険)</p> <p>この預金は預金保険の対象外です。</p>
<p>20. (準拠法・裁判所管轄)</p> <p>この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この預金、この<u>預金見合いの先物為替予約</u>、ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>	<p>24. (準拠法・裁判所管轄)</p> <p>この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>
<p>[追加(新規)]</p>	<p>25. (規定の変更)</p> <p><u>この規定の内容は、あらかじめ変更内容を通知または店頭に掲示することにより変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容により取扱います。なお、内容の変更により損害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。</u></p>